



① 相続登記が義務化されます

所有者がわからない土地の増加が、公共事業、災害復旧、民間取引の妨げになったり、管理されずに隣近所に悪影響を及ぼすといった問題を解消するため、関係法令が改正され、**令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化**されます。

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から**3年以内**に相続登記の申請をしなければならないことになりました。正当な理由なく申請をしていただけない場合には、10万円以下の過料の適用対象となります。

なお、この義務化は、**令和6年4月1日より前に発生した相続にも適用**されます（令和6年4月1日から3年以内に申請をしていただく必要があります。）。

土地や建物の不動産をお持ちの方、相続したけどまだ登記をしていない方は、義務違反とならないよう注意してください。

相続登記の義務化について、詳しくはお問い合わせいただくか、広島法務局ホームページをご覧ください。



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」



問合せ 広島法務局不動産登記部門
☎228-5201 自動音声ガイド①→⑤

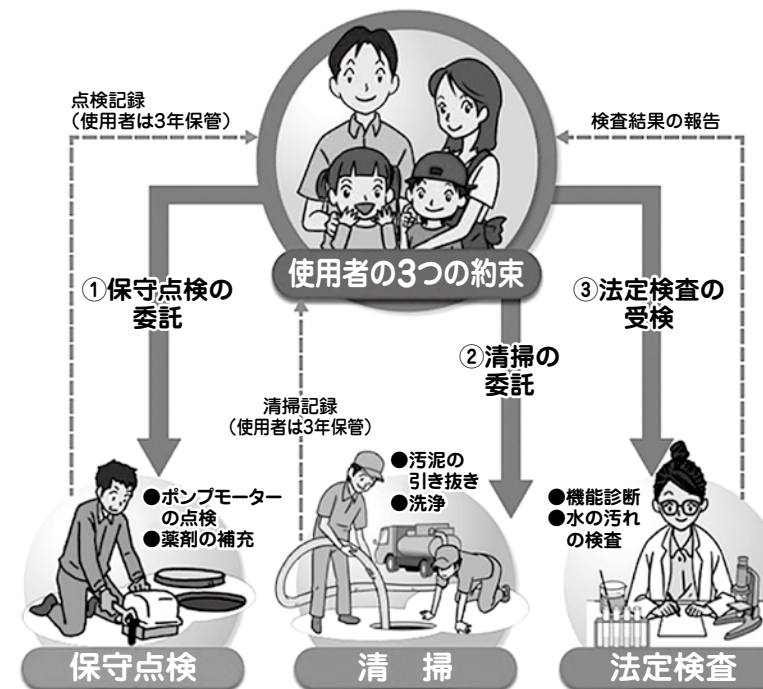


① 10月1日は「浄化槽の日」 ～浄化槽はきちんと使ってきれいな水に～

浄化槽は、微生物の働きによって、トイレや台所から出る生活排水をきれいな水にして川や海に流すための設備です。日頃の使用や、保守点検、清掃、法定検査の3つの維持管理を正しく行い、みんなできれいな水環境を守りましょう。

単独処理浄化槽を設置されている方は、合併処理浄化槽への転換にご協力をお願いします。（河川の水質に与える影響を約8分の1に減らすことができます！）

合併処理浄化槽を設置される場合、一定の要件に該当すれば、補助金を交付する制度があります。



問合せ 保守点検：広島県西部厚生環境事務所 ☎513-5537
清掃：安芸地区衛生施設管理組合 ☎885-2534
法定検査：（公社）広島県環境保全センター ☎849-6411
（公社）広島県浄化槽協会 ☎569-5540

① 特定計量器（はかり）の定期検査を実施します

商店、工場、学校、保育所、病院、薬局、宅配便取扱店などで、特定計量器（はかり）を取引または証明に使用している場合は、2年に1度法定の定期検査を受けることが義務付けられています。

定期検査を受けていない「はかり」を業務用に使用すると、計量法違反として処罰されることがあります。（家庭用計量器は業務用に使用できません。）

該当する「はかり」をお持ちの方は必ず定期検査を受けてください。
※県に登録されている計量士による検査を受け、その旨を県に届け出た「はかり」については、この検査が免除されます。（代検査制度）

と き		と ころ
10月17日（月）	10時～12時	横浜ふれあいセンター
	13時～15時30分	町民センター

※「はかり」の汚れをよく落とし、指針等がふれないようにお持ちください。
※1トン以上量ることができる「はかり」は、左記検査場所で検査が行えませんが、（一社）広島県計量協会にご連絡ください。
※広島県の手数料条例に定められた額の検査手数料を納めていただきます。

問合せ 広島県商工労働局 ☎513-3336
（一社）広島県計量協会 ☎255-7386 役場産業建設課 ☎820-1536

けんみん文化祭ひろしま'22

Kenmin bunkasai hirosima'22

民謡民舞の祭典

県内各地の予選会を勝ち抜いた出演者による競演をぜひご堪能ください。

と き 10月16日（日） 開演 10時～

と ころ 町民センター 大ホール

主 催 けんみん文化祭ひろしま実行委員会

けんみん文化祭坂町実行委員会（坂町、坂町教育委員会、坂町文化協会他）

問合せ けんみん文化祭坂町実行委員会（町民センター） ☎820-1515



第38回 坂町文化祭 11月6日（日）

詳しくは広報さか11月号に掲載します。舞台の裏方をお手伝いしてくださる方を募集しています。町民センターまでお問い合わせください。

問合せ 町民センター ☎820-1515